第2章

中国村落政治のアクター分析

――道路建設と村有企業設立を事例として――

田原史起

はじめに

中国農村政治の現在的文脈を明らかにしようとする本章では、村落社会内外の政治アクターの形成と、それらの相互連関に着眼するアプローチを採ることになる。改革以降の村落政治をみるうえで、特にアクター分析の視角が有効になると考える理由は以下の2つである。

第1に、改革以降の村落政治は村民自治制度に代表される「制度化」のベクトルに引き寄せられつつあるものの、農村住民の政治行為は決してフォーマルな意思決定システムのみに還元し切れない側面がある。不完全な市場、制度的・法的な未整備状況など、個人の行為を規定する、高度に「政治的」領域が村落生活のなかには比較的多く残されている。そのため個々人の利益追求が、アクター間の政治的な相互行為を通じて、ある程度まで達成されうるという見通しが人々に共有されているといえる。本章の事例として取り上げる道路建設や企業設立・運営をめぐる決定も、何らかの制度的・法的枠組を参照しながら進行する事業であるよりは、アクター間の力関係や駆引きによって決定される側面が強い(1)。したがって、現在の中国の地方政治・農村政治をみる際には、組織的、制度的、ないしは法的な枠組を前提として理解

するのではなく、利害分化した個々人の動機付けに従って、人々の行為を合理的に捉えた上で、アクター間の相互作用の総体として実際の地方政治を把握した方が、よりクリアな映像が得られるはずである。

第2に、村落政治に参与してくるアクターそのものが実に多様なかたちで 併存し、影響力を行使しつつある現実がある⁽²⁾。「村落 |⁽³⁾というコミュニテ ィは、ほとんどの成員が互いに面識のある「顔見知り社会」であると同時に、 一定程度の利害の分化や内部の分節を含んだ単位となってきている⁽⁴⁾。すな わち、ある特定の個人からみて密接な共同利害関係で結ばれた人間もいれば、 同じ村民であっても非常につながりの薄い人間も存在する。費孝通の「差序 格局|論『をもちだすまでもなく、中国社会では、自己を中心として、関係 の近い人間から遠い人間を区別し、近い人間関係を優先しようとする行動規 範が存在する。たとえば、村落内のサブグループとしての「村民小組」はい わゆる「近い | 人々の集まりとして「人情単位 | に重なり 6. 比較的未分化 で密接な相互接触による社会関係の単位である。これにたいし「村落」とい う社会的単位は、まさに「近い」村民と「遠い」村民の間で政治的相互行為 が展開される場であるといえる。加えて、改革後の社会経済的変化にともな い、アクター間の利害のさらなる複雑化が生じていることも周知の事実であ る。今一度、個々のアクターの形成を促す要因、基本的利害、政治参加の動 機、実際の影響力などについて整理し直すことが必要であろう。

アクター中心の農村政治研究のアプローチを支えるのは次のような視角である。すなわち、比較的短期的な、かつ直接的・経済的利害こそが農村住民の政治行為を規定しているとする前提である。もちろん、今後において市民的権利や公共的意識に方向付けられた政治への参加は高まってくるかも知れない。だが少なくとも現状において、村落政治アクターの村落事務への参与と関係構図を決定しているのは村の財政構造に密接に絡んだ村落事務の内容そのものであり、もっとつきつめていえば、その内容が個々のアクターにもたらす経済的利害であると思われる。人々はより実利的・即物的な観点からコミュニティの政治に参加し、あるいは参加を拒むのである(⁷⁾。

それでは、中国農村政治アクターの「経済的利害」とは何によって、どのように構成されていると考えるべきだろうか。

ある研究者が指摘するように、もしも「村民がより活発な形で政治参加を行うかどうかの見込みは、個人的な特性を越えて、地域の特性に関わっている」⁽⁸⁾部分が大きいとしよう。いくつかの先行研究がすでに試みているように⁽⁹⁾、「地域の特性」をアクターが所属する村落の経済構造から捉えることも可能である。たとえばオイ(Jean Oi)ら⁽¹⁰⁾は、村民大会の開催頻度や競争的な選挙を「参加」の指標として用いながら、(1)村民委員会が実質的な政策決定の核心となりやすい農業型の村落、(2)村民の参加が低調であり、リーダーも村民の参加を望んでいない工業型村落、(3)村落政治に無関心な出稼ぎ者や、逆に関心の高い個人経営者などを含む開放経済型村落に類型化している。

こうした先行研究の流れを受け、本稿でも村民の経済的利害の成り立ちを 説明するに当たっては、第1に「村落経済」という準拠枠を用いる。もちろ ん村落の経済構造といっても様々な切り口があるが、ここでは村の経済的な 個性を位置づけるに当たり、とくに財政¹¹¹の構造に着眼していくことにする。 第2に、これまで先行研究が注目してこなかった点として、村が行う公的な 活動(以下、「村落事務」)のイシューの違いによって、それぞれ異なる経済 的利害関係のパターンが形成される点に注意し、アクターの相互連関をより 実態的・動態的に把握・分析していくことにする。

本章の構成は次のようである。

第1節では、上記の第1点に関連し、「村落経済」を形成する基になっている中国の村財政について、収入と支出、および両者の関係について全国的なマクロの視点から把握する。つづく第2節では、上記の第2点に絡み、村落事務のイシューごとに異なるアクター連関、村落政治が展開するという想定から、タイプの異なる2つの村落事務(道路建設と村有企業運営)を取り上げ事例分析を行う。

第1節 村財政の構造

本節では、今日の中国において「村」というコミュニティが果たしている役割を全国的な比較において位置づけるために、村の財政のあり方に焦点をあてる。基本資料として、農村固定観察点弁公室の調査による全国315村の集団収入のデータ¹¹²を使用する(表1、表2)。財政のあり方は、ある村落がどのように公共的な活動を行っているか、その村落事務の方向性を端的に示すものである。中国の村に「村の個性」のようなものがかなり顕著にみられるとすれば、それを直接的に、かなりの程度まで決定しているのは支出の構造であり、支出の構造を規定しているのは収入のあり方である。そしてこの村落事務の基本的方向性によって、村落政治アクターの形態と相互関係も大きく規定されていると考えられる。

1. 収入

村の収入源について検討する前に、まず中国の財政制度における「村」の 位置付けを理解しておく必要がある。

中国では中央―地方政府間の財政再配分機能が弱く,1994年の分税制実施以降にあっても、地方財政の独立性が強い状況にあるとされる¹³³。地方各単位が公共的事業を行う際にも、日本の地方交付税や国庫支出金に相当するような、中央政府からの制度的・恒常的配分は行われない。基本的にはすべてを自己財源に頼るほかはないという、財政の事実上の「独立」傾向は、省レベルのみならず、県、郷鎮レベル地方単位にも共通してみられる特徴である。特に末端の村レベルは独自の徴税権をもたず、その意味でフォーマルな「財政」の単位ですらない。村には事実上の「収入」と「支出」が存在するが、それらはあくまで国家の財政制度の枠外に位置するものである。

制度的な再配分の外部に置かれながら、村に実質的に期待されている役割

表 1 村集団収入 (1999年)

	92	139,811	11,997	31,624	1,822	2,587	2,390	4	13,194	31,347	7,692	6,024	2,870	1,265	2,969	13,594	97	91
西部	176,692		183,432			6000	0,00				606 69	760,70			16 569	000,01	29,226	298,416
部	60,846	40,981	35,635	14,897	1,296	4,069	9,506	0	10,476	46,645	8,294	12,164	11,162	1,468	3,470	4,210	341	114
場中	9,09		91,512			14 071	14,0/1				000	90,409			7 601	1,001	27,841	232,114
訊	699	369,227	75,577	1,605,716	28,065	8,928	32,148	57,174	17,449	41,416	8,473	2,839	13,275	961	7,743	27,686	34	,022
東部	768,669		2,050,520			106 216	016,021				04 419	64,419			05 490	92,429	93,344	2,390,022
¥	325,395	179,445	39,628	522,544	9,901	5,054	14,085	17,986	13,936	39,707	8,107	6,995	8,825	1,231	4,624	14,937	48,849	935,855
全国	325,		741,617			7007	41,021				70 001	10,001			10 561	19,501	48,8	935,
項目	前年度繰越金	集団企業上納金	請負上納金(企業以外)	から 街	株式制・株式合作制企業上納金	共同経営企業上納金	私営企業上納金	三資企業上納金	提留	統筹	共同生産費	その他割当金	義務労働の"以銭代工" 收入	罰金收入	郷鎮政府	ト の他政府	その他収入	年内收入合計
		受	收定	人類		二 (年 (本)	机 条	, 		■€	 	┤獉	₩		資外	領部		

農家は変更しないことに 定点観察地点のサンプル数については, 1995年以降はおおむね以下の数字を保持した。すなわち2万1000の農業世帯, 650の牧畜世帯, および300の農業地域の村と15の牧畜地帯の村である。毎年の追跡調査を行うため,いったん選定された観察地点, なっているが、消滅、移民などによる欠損は、同一村内の条件の似通った世帯をもって補充した(編者説明)。 (洪)

2) 「集団企業上納金」には、村(小組)が統一的に経営する企業の上納金と請負に出した集団企業の上納金を含む。企業等上納金は企業 から集団への各種費用の支払い。そのうち「株式制・株式合作制企業上納金」は集団株式の配当も含む。

(出所) 農村固定観察点并公室(中共中央政策研究室・農業部)「全国農村社会経済典型調查数据匯編 1986-1999年』北京,中国農業出版社, 2001年, 492-493ページにもとづき筆者作成。

表 2 村集団支出 (1999年)

	929	5	0	_																
	∞,	3,75	5,360	3,419	7,013	17,343	2,161	1,793	5,218	5,322	2,789		2,373	9,601	6,323	27,106	4,951			
西部	210				1 41,638 38,849					2,7	22,275	11,974			38,380		24,021	159,498	315,609	
	21,210			41,638							38.									
	16,643	9,168	8,623	11,268	5,606	23,811	2,23	6,18]	5,040	11,000	168		20,330	3,872	5,746	11,016	7,250			
中部	45,703				53,873					15,	33,485	203		112		32,414	229,158	63,802		
											24,5									
	25,281	17,346	23,448	51,727	8,155	33,581	2,202	3,919	8,387	20,818	090	7	102,525	1,369,087	5,315	45,876	14,712	32	66	33
東部	117,803				77,062				6	9, 143,47	1,471,613			,902		160,3	2,045,2	1,113,393		
					86,122									99						
	16,456	9,775	12,091	21,343	6,892	24,492			6,140	12,022	93		39,697	435,363	5,798	28,345	8,768			
全国	59,665				55,617				8,9	64,290	090			910		69,580	776,115	485,135		
					64,609					•		10.7	4/3,		42,					
項目	幹部手当	幹部給料	接待費	その他管理費	道路・交通	教育	民兵	計画生育	軍属慰問	かの街	その他上納金	福利支出	集団企業	かの街	農業生産用固定資産支出	農業水利建設支出	流動費用	その他	(内支出合計	次年度繰越金
						蒙:	震災	尾鎌	(全)				営拡大	崔支出	1	ן ∃ י	E E			炎
	管理費用				小整 領							集団経再生産		当	農業中、 大					
	全国 東部	項目 全国 東部 中部 幹部手当 16,456 25,281 1	項目 全国 東部 中部 中部 幹部希科 5,265 9,775 17,346 4,570	項目 全国 東部 幹部希特 59,665 12,091 117,803 25,281 中部 接待費 12,091 117,803 23,448 45,703	項目 全国 東部 中部 中部 幹部給料 59,665 12,091 117,803 25,281 中部 接待費 59,665 12,091 117,803 23,448 45,703 その他管理費 21,343 21,343 51,727 1	項目 全国 東部千当 全国 東部 幹部給料 59,665 12,091 117,803 25,281 中部 接待費 12,091 117,803 23,448 45,703 本の他管理費 21,343 51,727 1 道路・交通 6,892 8,155 1	項目 全国 東部千当 全国 東部 中部 幹部給料 59,665 12,091 117,803 25,281 十部 接待費 20,065 12,091 117,803 23,448 45,703 本の他管理費 21,343 51,727 1 本資 6,892 8,155 8,155 郷 教育 24,492 33,581 2	項目 全国 東部 中部 幹部給料 59,665 12,091 117,803 25,281 45,703 9,166 接待費 20,066 12,091 117,803 23,448 45,703 8,623 水管理費 21,343 51,727 11,266 瀬 教育 6,892 8,155 5,600 鎌 民兵 24,492 33,581 23,381 農費 民兵 2,191 77,003 2,202 2,237	項目 本国 東部 中部 幹部給料 59,665 12,091 117,803 25,281 45,703 9,166 株存費 20,465 12,091 117,803 23,448 45,703 8,623 水質 大砂他管理費 51,343 45,703 8,623 8,623 瀬 教育 24,492 2,191 2,202 2,334 2,334 株 計画生育 64,609 55,617 2,191 77,062 2,202 2,335 2,336 株 計画生育 64,609 55,617 3,879 86,122 77,062 3,919 69,342 53,813 6,181	項目 全国 東部 中部 中部 韓部給料 59,665 12,091 117,303 23,448 45,703 9,166 接待費 21,343 117,346 45,703 8,623 その他管理費 11,263 21,343 8,155 11,266 郷 教育 24,492 33,581 23,381 23,381 株 計画生育 64,609 55,617 3,879 86,122 77,062 3,919 69,342 5,044 金 軍属慰問 6,140 8,337 8,387 8,387 8,387 8,387 69,342 5,044	項目 全国 東部 中部 中部 韓部給料 59,665 12,091 117,303 25,281 45,703 9,166 接待費 20,465 12,091 117,303 23,448 45,703 9,166 瀬 社路・交通 6,892 8,155 5,600 瀬 財庫 24,492 33,581 2,202 瀬 計画生育 64,609 55,617 3,879 86,122 77,062 3,919 69,342 5,044 金 軍属慰問 6,140 8,337 2,202 5,044 金 軍属慰問 6,140 8,337 5,044 その他 11,000	項目 全国 年部 中部 16,645 25,281 中部 16,645 25,281 中部 16,645 9,775 17,346 45,703 9,166 9,111,000 9,111,000 9,111,000 9,111,000 </td <td>項目 全国 主題 上の456 上の448 上の456 上の448 <th< td=""><td>項目 全国 東部舎事 中部 中部 摩部舎教養存費 9.775 117,303 25,281 45,703 9,166 接存費 20,065 12,091 117,303 23,448 45,703 9,166 機 大の他管理費 21,343 51,727 11,266 機 計画生育 64,609 55,617 2,191 77,062 3,319 69,342 2,381 金 軍属慰問 6,146 8,120 3,319 69,342 53,873 5,041 本の他上納金 8,993 12,022 3,919 69,342 5,348 番肉支出 4,200 1,2,022 3,919 69,342 5,348 番肉支出 4,202 1,2,022 3,919 69,342 5,348 番肉支出 4,492 1,2,022 3,919 69,342 5,348 番別支出 4,492 1,2,022 3,919 69,342 5,348 番別支出 4,492 1,43,477 3,485 番別支出 4,492 1,413,477 3,485 東田の 4,492 1,413,477 3,485 東田の 4,492 1,413,477 3,485 東田の 4,492 1,413,477 3,485 東田の 4,492 1,413,477 3,4</td><td>項目 全国 車部 車部 車部 車部 幹部給料 59.665 12.091 117.803 25.281 45.703 9.166 接待費 20.046 12.091 117.803 23.448 45.703 9.166 その他管理費 21.343 21.343 8.155 5.606 教育 24.492 8.155 23.3581 2.381 民兵 64.609 55.617 3.879 86.122 2.202 3.919 69.342 5.046 その他上納金 8.993 9.060 11.000 20.818 11.000 15.468 福利支出 475.060 475.060 39.697 1.471.613 102.525 24.320 20.337 株団企業 475.060 435.363 1.471.613 102.525 24.202 3.872</td><td>項目 全国 東部寺当 東部 中部 中部 中部 韓部給料 59,665 9,775 117,803 25,281 45,703 9,166 接待費 20,066 12,091 117,803 23,448 45,703 9,166 その他管理費 21,343 21,343 11,266 8,155 5,600 教育 24,492 8,155 33,581 2,202 2,201 計画生育 64,609 12,022 3,919 69,342 5,046 その他 12,022 20,818 11,000 11,000 その他上納金 475,060 39,697 1,471,613 1,02,525 24,202 3,873 株団企業 475,060 39,697 1,471,613 1,02,525 24,202 3,873 農業生産用固定資産支出 5,798 5,748 5,744 5,744 5,744 5,744</td><td>項目 全国 東部 東部 中部 中部 韓部給料 59.665 16,456 17.736 45.703 9,166 接待費 23,448 45.703 9,166 その他管理費 21,343 23,448 45.703 9,166 教育 24,492 8,155 2,381 2,381 民兵 64,609 55,617 3,879 86,122 2,202 3,919 69,342 5,04 その他上納金 8,993 11,002 9,060 15,468 11,000 11,000 その他上納金 475,060 475,060 39,697 1,471,613 102,525 24,202 3,873 株団企業 475,060 435,363 1,471,613 1,471,613 1,369,087 24,202 3,873 よの他 42,910 28,345 5,714 24,012 11,010</td><td>項目 全国 東部寺当 東部 中部 中部 中部 韓部結料 59,665 9,775 117,803 25,281 45,703 9,166 接待費 20,0665 12,091 117,803 23,448 45,703 8,623 その他管理費 21,343 21,343 51,727 11,286 財庫 大久通 6,892 8,155 5,606 財庫 上於 6,892 33,581 5,606 財庫 上於 6,140 8,152 2,202 2,202 計画生育 6,140 8,387 86,122 3,919 69,342 5,046 その他 445,060 12,022 1,471,613 1,02,525 24,202 3,873 集然 大利建設 大田 475,060 435,363 1,471,613 1,369,087 24,202 3,774 農業 土田 固定資産 支出 475,060 28,345 65,902 45,876 24,012 11,010 農業 木利建設支出 45,876 24,012 11,010 7,256 農業 大利建設 大田 大田</td><td>項目 全国 東部等当 東部 中部 中部 中部 中部 中部 申部金融 申記金融 申記金融</td></th<><td>項目 全国 東部等当 東部 中部 中部 中部 中部 中部 中部 中部 申節6456 9,775 117,803 25,281 中部 16,645 9,116 中部 中部 申節648 45,703 16,645 9,116 45,703 8,623 45,703 8,623 45,703 8,623 45,703 8,623 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,744 8,734 8,734 8,744 8,734 8,744 8,241 1,711 その他 69,580 160,382 24,012 11,010 8,241 7,250 32,414 7,250 <</td></td>	項目 全国 主題 上の456 上の448 上の456 上の448 上の448 <th< td=""><td>項目 全国 東部舎事 中部 中部 摩部舎教養存費 9.775 117,303 25,281 45,703 9,166 接存費 20,065 12,091 117,303 23,448 45,703 9,166 機 大の他管理費 21,343 51,727 11,266 機 計画生育 64,609 55,617 2,191 77,062 3,319 69,342 2,381 金 軍属慰問 6,146 8,120 3,319 69,342 53,873 5,041 本の他上納金 8,993 12,022 3,919 69,342 5,348 番肉支出 4,200 1,2,022 3,919 69,342 5,348 番肉支出 4,202 1,2,022 3,919 69,342 5,348 番肉支出 4,492 1,2,022 3,919 69,342 5,348 番別支出 4,492 1,2,022 3,919 69,342 5,348 番別支出 4,492 1,43,477 3,485 番別支出 4,492 1,413,477 3,485 東田の 4,492 1,413,477 3,485 東田の 4,492 1,413,477 3,485 東田の 4,492 1,413,477 3,485 東田の 4,492 1,413,477 3,4</td><td>項目 全国 車部 車部 車部 車部 幹部給料 59.665 12.091 117.803 25.281 45.703 9.166 接待費 20.046 12.091 117.803 23.448 45.703 9.166 その他管理費 21.343 21.343 8.155 5.606 教育 24.492 8.155 23.3581 2.381 民兵 64.609 55.617 3.879 86.122 2.202 3.919 69.342 5.046 その他上納金 8.993 9.060 11.000 20.818 11.000 15.468 福利支出 475.060 475.060 39.697 1.471.613 102.525 24.320 20.337 株団企業 475.060 435.363 1.471.613 102.525 24.202 3.872</td><td>項目 全国 東部寺当 東部 中部 中部 中部 韓部給料 59,665 9,775 117,803 25,281 45,703 9,166 接待費 20,066 12,091 117,803 23,448 45,703 9,166 その他管理費 21,343 21,343 11,266 8,155 5,600 教育 24,492 8,155 33,581 2,202 2,201 計画生育 64,609 12,022 3,919 69,342 5,046 その他 12,022 20,818 11,000 11,000 その他上納金 475,060 39,697 1,471,613 1,02,525 24,202 3,873 株団企業 475,060 39,697 1,471,613 1,02,525 24,202 3,873 農業生産用固定資産支出 5,798 5,748 5,744 5,744 5,744 5,744</td><td>項目 全国 東部 東部 中部 中部 韓部給料 59.665 16,456 17.736 45.703 9,166 接待費 23,448 45.703 9,166 その他管理費 21,343 23,448 45.703 9,166 教育 24,492 8,155 2,381 2,381 民兵 64,609 55,617 3,879 86,122 2,202 3,919 69,342 5,04 その他上納金 8,993 11,002 9,060 15,468 11,000 11,000 その他上納金 475,060 475,060 39,697 1,471,613 102,525 24,202 3,873 株団企業 475,060 435,363 1,471,613 1,471,613 1,369,087 24,202 3,873 よの他 42,910 28,345 5,714 24,012 11,010</td><td>項目 全国 東部寺当 東部 中部 中部 中部 韓部結料 59,665 9,775 117,803 25,281 45,703 9,166 接待費 20,0665 12,091 117,803 23,448 45,703 8,623 その他管理費 21,343 21,343 51,727 11,286 財庫 大久通 6,892 8,155 5,606 財庫 上於 6,892 33,581 5,606 財庫 上於 6,140 8,152 2,202 2,202 計画生育 6,140 8,387 86,122 3,919 69,342 5,046 その他 445,060 12,022 1,471,613 1,02,525 24,202 3,873 集然 大利建設 大田 475,060 435,363 1,471,613 1,369,087 24,202 3,774 農業 土田 固定資産 支出 475,060 28,345 65,902 45,876 24,012 11,010 農業 木利建設支出 45,876 24,012 11,010 7,256 農業 大利建設 大田 大田</td><td>項目 全国 東部等当 東部 中部 中部 中部 中部 中部 申部金融 申記金融 申記金融</td></th<> <td>項目 全国 東部等当 東部 中部 中部 中部 中部 中部 中部 中部 申節6456 9,775 117,803 25,281 中部 16,645 9,116 中部 中部 申節648 45,703 16,645 9,116 45,703 8,623 45,703 8,623 45,703 8,623 45,703 8,623 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,744 8,734 8,734 8,744 8,734 8,744 8,241 1,711 その他 69,580 160,382 24,012 11,010 8,241 7,250 32,414 7,250 <</td>	項目 全国 東部舎事 中部 中部 摩部舎教養存費 9.775 117,303 25,281 45,703 9,166 接存費 20,065 12,091 117,303 23,448 45,703 9,166 機 大の他管理費 21,343 51,727 11,266 機 計画生育 64,609 55,617 2,191 77,062 3,319 69,342 2,381 金 軍属慰問 6,146 8,120 3,319 69,342 53,873 5,041 本の他上納金 8,993 12,022 3,919 69,342 5,348 番肉支出 4,200 1,2,022 3,919 69,342 5,348 番肉支出 4,202 1,2,022 3,919 69,342 5,348 番肉支出 4,492 1,2,022 3,919 69,342 5,348 番別支出 4,492 1,2,022 3,919 69,342 5,348 番別支出 4,492 1,43,477 3,485 番別支出 4,492 1,413,477 3,485 東田の 4,492 1,413,477 3,485 東田の 4,492 1,413,477 3,485 東田の 4,492 1,413,477 3,485 東田の 4,492 1,413,477 3,4	項目 全国 車部 車部 車部 車部 幹部給料 59.665 12.091 117.803 25.281 45.703 9.166 接待費 20.046 12.091 117.803 23.448 45.703 9.166 その他管理費 21.343 21.343 8.155 5.606 教育 24.492 8.155 23.3581 2.381 民兵 64.609 55.617 3.879 86.122 2.202 3.919 69.342 5.046 その他上納金 8.993 9.060 11.000 20.818 11.000 15.468 福利支出 475.060 475.060 39.697 1.471.613 102.525 24.320 20.337 株団企業 475.060 435.363 1.471.613 102.525 24.202 3.872	項目 全国 東部寺当 東部 中部 中部 中部 韓部給料 59,665 9,775 117,803 25,281 45,703 9,166 接待費 20,066 12,091 117,803 23,448 45,703 9,166 その他管理費 21,343 21,343 11,266 8,155 5,600 教育 24,492 8,155 33,581 2,202 2,201 計画生育 64,609 12,022 3,919 69,342 5,046 その他 12,022 20,818 11,000 11,000 その他上納金 475,060 39,697 1,471,613 1,02,525 24,202 3,873 株団企業 475,060 39,697 1,471,613 1,02,525 24,202 3,873 農業生産用固定資産支出 5,798 5,748 5,744 5,744 5,744 5,744	項目 全国 東部 東部 中部 中部 韓部給料 59.665 16,456 17.736 45.703 9,166 接待費 23,448 45.703 9,166 その他管理費 21,343 23,448 45.703 9,166 教育 24,492 8,155 2,381 2,381 民兵 64,609 55,617 3,879 86,122 2,202 3,919 69,342 5,04 その他上納金 8,993 11,002 9,060 15,468 11,000 11,000 その他上納金 475,060 475,060 39,697 1,471,613 102,525 24,202 3,873 株団企業 475,060 435,363 1,471,613 1,471,613 1,369,087 24,202 3,873 よの他 42,910 28,345 5,714 24,012 11,010	項目 全国 東部寺当 東部 中部 中部 中部 韓部結料 59,665 9,775 117,803 25,281 45,703 9,166 接待費 20,0665 12,091 117,803 23,448 45,703 8,623 その他管理費 21,343 21,343 51,727 11,286 財庫 大久通 6,892 8,155 5,606 財庫 上於 6,892 33,581 5,606 財庫 上於 6,140 8,152 2,202 2,202 計画生育 6,140 8,387 86,122 3,919 69,342 5,046 その他 445,060 12,022 1,471,613 1,02,525 24,202 3,873 集然 大利建設 大田 475,060 435,363 1,471,613 1,369,087 24,202 3,774 農業 土田 固定資産 支出 475,060 28,345 65,902 45,876 24,012 11,010 農業 木利建設支出 45,876 24,012 11,010 7,256 農業 大利建設 大田	項目 全国 東部等当 東部 中部 中部 中部 中部 中部 申部金融 申記金融 申記金融	項目 全国 東部等当 東部 中部 中部 中部 中部 中部 中部 中部 申節6456 9,775 117,803 25,281 中部 16,645 9,116 中部 中部 申節648 45,703 16,645 9,116 45,703 8,623 45,703 8,623 45,703 8,623 45,703 8,623 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,734 8,744 8,734 8,734 8,744 8,734 8,744 8,241 1,711 その他 69,580 160,382 24,012 11,010 8,241 7,250 32,414 7,250 <

(出所) 表1に同じ。

は決して小さくはない。省や県など地方政府が主体となった広域的な農村開 発事業が関与しない(できない)領域が多く残されているからである⁽⁴⁾。そ うした現実的要請にもかかわらず、事業資金についてはあくまでも国家の制 度的財政配分に依存することなく、自力で調達していかねばならない。そこ で格別の意味をもってくるのが、村独自のインフォーマルな資金源である。 論理的に考えうる収入源は. 以下の3つを除いては存在しない[™]。

- (1)集団資産収入
- (2)外部資金
- (3)村民からの徴収金

以上3種類の収入源は、村落事務の財源としての文脈からみて、相互にど のような関係をもっているだろうか。

まず、制度的配分の外部にあって、村が自ら公共的事業を実施しようと する際に、最も重要なよりどころとなるのは、(1)村有企業や村有地などの村 レベル集団資産(村級集体財産)である。集団資産とは何か。一口にいえば. 個人や民間組織に属するものではなく、地域的な管轄範囲をもつ農村集団経 済組織 (=村民委員会) が保有する土地、水利施設、企業、家屋、市場・集 市などの財産を指すものである¹⁶。集団資産の収入はより細かくみると.(a) 資産の経営やリースによるものと(b)資産の売却によるものに分かれる。(a)は 表1の「集団経営収入」のなかの「集団企業上納金」や「請負上納金」の部 分、全国の平均で20万元強の部分に相当しよう^い。他方、(b)は「集団経営収 入」の「その他」の欄に相当すると思われる。特に、財政規模の大きい東部 の村において「その他」は平均して161万元と大きな額に上り、全収入の67 %程度を占めているが、こうした大きな収入は現状では土地資産の売却によ る収入を除いては考えられない

。

次に、もしも(1)の集団資産収入も乏しい村であれば、村落事務遂行のため の資金が得られなくなる。どうしても事業を行おうとすれば、次に考える方 法は、(2)上級や金融機関からの外部資金を獲得することであろう。およそ以 下の3つの状況が考えられる。

第1に、貧困救済(「扶貧」)資金に依存する貧困指定地域の村で、内陸、とりわけ西部地域、山岳地域に多い半制度化された財政再配分措置の恩恵に与る村である¹⁹。表1の「外部資金」の項目で、「その他政府」からの資金が、西部地域が中部地域にくらべて多くなっているのは、資金援助の対象となる貧困指定地域が西部に多いことを反映していよう。

第2に、上級政府機関に何らかのコネクションがあり、旺盛な事業意欲をもつ村が、上級政府関連の補助金を導入する場合がある。例えば、次節で事例にも取り上げる北京市遠郊の X 村は、国家からの資金援助を受け、これを野菜の生産地卸売市場の諸設備の建設に投資している²⁰。銀行からの貸付金もあるが、市場からのリース収入を得ることで、借金を返済する計画を立てている。こうした措置は、同村が全県単位の発展戦略のなかに「野菜基地」のひとつの拠点として組み込まれていることで可能となっており、上級とのコネクションのない一般の村においては期待できないものであろう。

もちろん,返済義務のない以上2タイプの外部資金は,全ての村が期待できる性質のものではない。表1の全国平均でみれば,年内収入の94万元ほどのうち政府関係の外部資金は2万元弱であり、収入の多くを外部資金に依存するような村は全国的にみればむしろ例外的存在であると想像される。大多数の村は上級政府関係の資金を受け取っていないと考えるべきであろう。ともあれ、「三割自治」の言葉もある日本の過疎地域の地方自治体のあり方に比較すると、中国の村において政府関連の補助金に依存することがほとんどないのは印象的である。

第3に、表1の「外部資金」の統計などにはおそらくは含まれないものであろうが、ごく普通の村が外部資金を導入する際に多くみられるのは、村が借り主となって金融機関から融資を受けるケースである。だが借入金を用いて村が事業を興すことは当然ながらリスクがともない、投入した資金が回収できずに多くの負債を抱えるケースが広く報告されている²¹。

さらに、外部資金を導入するためのコネクションをもたないか、また外 部資金のみでは不足する場合、あるいはリスクの観点からあえて外部資金に 依存しない場合などに、次善の策として、(3)村民からの資金徴収に頼るという方法が出てくる。ここにはかつての「三提」(3種類の「村提留」―管理費、公益金、公積金)や各種の費用、割当金、罰金などが含まれる。改革以降、主として貧困な農村地域において、戸別農家からの「随意で」「恣意的な」資金徴収が往々にして幹部と村民の衝突を引き起こしたこと、また徴収額が増大することで「農民負担」の根元をなしていることは、すでに様々な局面で繰り返し指摘されている通りである。近年メディアの報道などで「農村の惨状」として紹介されているのは、すべからくこうした村の事例である。ただし、これはしばしば指摘されるような、地方・基層幹部の腐敗や政権機構膨張の引き起こした問題というよりは、上にみてきたような農村の財政システムにかかわる構造的な問題である。すなわち制度的な財政再配分機能が欠けているなかで、「自力更正」を強いられた村落事務が、集団資産収入と外部資金という2つの財源をもたないとき、村民からの資金徴収に向かうのは極めて自然なことなのである。

2. 支出

集団支出の分類として、我々の視角からは以下の4つを想定することができる⁵⁵⁰。

- (1)管理費用
- (2)上納金
- (3)福利的支出
- (4)開発的支出

上記(1)~(4)の4つの支出用途は互いにどのような関係をもっているだろうか。各費目の金額と配分割合を眺めることにより、村落生活の現状と発展の方向性がある程度みえてくる。

まず、(1)および(2)はどうしても省略不可能な性質の支出である。(1)は幹部の手当、行政事務費用などで村の日常的運営において必ず必要であり、(2)は

農業税、農業特産税、かつての郷鎮への上納金(郷統筹)などで、本来、村民世帯に課税されるものを村民委員会が代理徴収する[®]だけのものである。 これも固定的な支出であるといえる。

したがって、(3)と(4)にどれほどの資金が費やされるかは、まったくもって支出規模の大小いかんである。そのうち(3)の福利支出は、老人世帯や、老幹部・党員などへの手当、および生活保護の必要な「五保戸」など貧困世帯への金銭、物品の援助が主たる用途であろう。投入にするとしても給付対象が限られているので、相対的に控えめな支出である(全国平均では総支出の8.3%)。したがって、必要な支出を除いた余剰部分は、主として(4)開発的支出、すなわち村の集団資産の総量や資産価値を高める再投資的支出に用いられているのであり、ここに、村がリーダーシップを発揮して村民を富裕に導くという、中国村落の独自の役割が反映されているといえる。投資はその対象となる資産のタイプによって、(a)基盤型集団資産への投資(基盤型投資)と、(b)収益型集団資産への投資(収益型投資)の2つに分かれよう。

ここでいう(a)基盤型集団資産とは、村民の生産力向上に寄与することで、 生活基盤の向上に結びついたり、社会的な安定に寄与したりすることで、間 接的に村財政に貢献をもたらすタイプの資産を指す。(b)収益型集団資産とは、 村民委員会の財政に直接の収入をもたらすタイプの資産である。

具体的に(a)に含まれるものとしては、請負費用を徴収しない耕地、宅地、水利施設(井戸、地下水道パイプ、ダム、汲上げポンプなど)、村レベル道路、農道、橋梁などがある。これらは村財政に直接の収入をもたらさないが、農村社会経済の安定の側面からみて非常に重要である。たとえば井戸やダム、地下水路などの水利施設の拡充を図ることは、旱魃に打撃を受けることなく安定的な農業生産を行うためには不可欠である。もちろん、さまざまな天候の変化を完全にコントロールすることは不可能だが、灌漑の充実によって「天に頼って飯を食う」(葬天吃飯) 状態からは脱却でき、リスクを軽減することができる。また(b)のなかには、やはり土地(とりわけ請負地)、家屋、集団(村営、村有)企業、農機具、さらに農村の集市や集団が保有する農産

品・副産品の卸売市場などが含まれる。

村落政治と村落生活全体に与える影響を考えた際,基盤型投資と収益型投 資の違いは以下の3点に現れる。

第1に、受益者の範囲である。(a)基盤型集団資産の建設による受益は、村に戸籍をもつ村民の全員を包摂し、そのなかには他村の村民は含まれない。たとえば村に戸籍をもつ住民は全て無料の「口糧地」を分配されており、家計のかなりの部分、あるいは少なくとも一部を耕地から上がる農業収入に依拠している。だとすれば、農業基盤整備や水利施設、道路などへの再投資はすぐれて村落「公共事業」としての色彩を帯びる⁵⁵⁷。村民の間では基盤型事業に対する高い期待と関心が存在することから、事業はその企画者⁵⁵⁸の側にとってみれば、村落内での政治的支持と政治的正当性の獲得に密接に絡んだものとなろう。とりわけ経済発展が初歩的な段階にあればあるほど、目にみえる有形の資産である道路建設などが成功をみた際には、事業の組織者は村民の心をつかむことが容易になるだろう。これに対し(b)収益型資産の受益は、村民全体に均等に分配されるものではなく、経営拡大意欲をもった世帯、あるいは村内の有力な世帯にたいして開かれたものであり、かりに村民でなくともそこに参入することは可能である。

第2に、市場リスクの問題である。(a)基盤型集団資産は村民の使用に供するのが目的であって、市場に開かれていないので、その資産価値は潜在的で、投資はリスクをともなわない。他方、(b)収益型集団資産はリースに出されているので、請負市場というものが存在し、請負費(承包費)のかたちをとって資産の価値が決定されてくる。この資産価値は、果物の市場価格など外部の市場に連動して可変的であり、リスクをともなうものである²⁵。

第3に事業財源の違いであり、ごく大雑把にいえば、(a)基盤型投資が村民からの徴収金を主体として、また一部の外部資金を調達して行われることが多いのに対し、(b)収益型投資は集団資産収入を主体として、それが不可能な場合は外部資金を用いて行われることが多い。このように考える根拠は以下の通りである。

つまり、村が村落事務においてどのような項目に支出するかを決める際には、その財政力に応じてある程度の優先順位が存在するということである。収入規模が極めて小さい段階では、(1)の管理支出と(2)の上納金を支出するだけで村落事務は終了してしまう。場合によってはこの部分の支出でさえもままならないこともあろう。そこから収入規模が増大するに従って、まずは(3)の福利支出が満たされ、つぎに水利などの(4)(a)基盤型資産への投資(基盤型投資)が行われる。(4)(b)収益型集団資産への投資(収益型投資)は優先順位からすると最後であり、それゆえ収入規模の大小が決定的に支出額に反映されてしまうのである。

こうしてみれば、(a)基盤型投資は村の財政力がまだ相対的に弱い村で、生産基盤の整備を目的として行われる事業であり、そのため往々にして建設資金は不足した状況下で行われると考えられる。前項でみたとおり、集団資産収入に乏しい村であって、しかも村外からの資金調達のコネクションをもたない状況下で、村幹部がなおも生産基盤の整備を進める動機をもつとき、残された資金源は村民世帯にもとめるのが唯一の道筋となる。(b)収益型投資はすでに一通りの基盤型事業の整備を終えた財政力のある村が、さらなる財源の拡大を目指して余剰部分を投入するという場合が多い⁵⁰¹。その場合は、十分な集団資産収入を有するか、あるいは外部資金導入のみこみがある村のケースであろう。

以上、本節では収入と支出の面から、中国村落の財政の基本的な構造について把握した。先の表1中の東部地区と中部地区の村の収入格差は、地域平均だけでも実に10倍もの開きが存在しており、これを個別の村単位でみれば格差はより大きなものになるはずである。村の格差の具体的表れとは、支出の面からみれば、開発的支出にどれだけの資金が投入できるかである。ここで格差が生み出す村の「個性」を極端な2つのタイプについてのみ示すと次のようになる。

ひとつは、集団資産収入が占める割合が大きく、支出においては「集団経営拡大再生産支出」が極めて多いという、地域でいえば東部・沿海地域に多

いタイプである。これらの村では、村集団が村民の福利やインフラ整備に用いる資金が豊富にあり、さらに集団経済のパイを拡大するために再投資をも行っている。もうひとつは、集団資産収入に依存できず、有力なコネクションをもたないため外部資金調達の手だてもなく、村民からの徴収金に依存するが、村民の負担能力そのものにも限界があるために集団収入の規模そのものが小さく、その結果、支出のほぼ全てが管理費用と上納金に充てられるような、内陸山間地やとくに中部地域に多いタイプである。財政規模が極めて小さい後者のタイプの場合、福利、とりわけ開発(=集団資産再投資)の目的に使用できる資金はほとんどなくなり、村幹部の実際に行う業務は、管理費用と上納金に充当するために村民から諸税、費用を取り立てることだけとなるだろう。

両極に属するタイプの間には、一部を集団資産収入から、また一部を村民からの徴収金や若干の外部資金により賄う折衷型の収入構造をもち、また一定の農業サービスや福利、若干の公共事業を行うこともできる中間類型の村が大多数を占めていると考えられる。だが中国農村において、あるひとつの村が備えうる村落事務の内容は極めて多様であることは確かで、政治アクターの行動もこうした個々の村落事務の文脈に置き直してみることで初めて十全に理解されうるものとなる。

第2節 村落事務にみるアクターの連関

本節では、現実の資金投入を伴う村落事務を事例とし、集団資産への再投資をめぐる政治過程、そのなかでも「基盤型資産」への投資の典型事例として、(1)道路建設、また「収益型資産」への再投資の典型事例として、(2)村有企業設立の2つのイシューを取り上げ、イシューごとの基本的なアクターの相関関係をできるだけ分かり易く提示してみたい。

事例を分析するに当たり、着眼するポイントと予想される結果について示

		道路建設	企業運営
市	集団資産タイプ	基盤型資産	収益型資産
事業の	直接的受益者	村民全体,村民小組全体	幹部とその関係者(村外を含む)
Ø,	投資リスク	無	有
性格	財源	村民からの徴収金、外部	集団資産収入(経営収入, 売却
竹		資金	収入), 外部資金
	利害関係のパターン	社会空間的分節	社会経済的分化
ア	基本アクター	村幹部, 分節1, 分節2,	村幹部,直接的受益者(村外を
クタ		分節 3 …	含む), 一般村民
1	下位アクターの政治的動機	負担と受益の適正化・郷	受益の公平な分配
の経		土の建設	
様態	決定過程への下位アクター	高い	低い(受益分配に不公平感があ
,,,	の参加程度		る場合は高い)
政	意思決定の速度	遅い	速い
治的			
政治的特徴	リーダーシップのタイプ	調整・動員型	経営・分配型
徴			

表3 村落事務と政治アクターの連関

(出所) 筆者作成。

しておけば表3のとおりである。事業の受益者、リスク、財源などの性格が 村落内外の利害関係のパターンを規定し、アクターの顕在化と政治的決定へ の参加を決定づける。そのあり方が、リーダーシップの形態と意思決定の迅 速さなど、イシューを取り巻く政治的特徴を形作っている。こうした視角か らみれば、道路建設をめぐる村落政治は緩やかな利害調整・動員型の政治で あるのに対し、企業設立は迅速な決定を要する経営・分配型政治であろう。

以下,事業ごとに項を立て,まず,近年行われた村落事務にかかわる調査や報道のなかで,アクターの形成や相互関係をうかがい知ることのできる複数の事例を紹介する。さらに,複数事例に共通してみいだされる政治的特徴について考察を行っていく。

1. 道路建設

道路は最も基本的なインフラであるが、郷鎮レベル以上の各級政府が管理

する自動車道(公路)を除いて、村落から外部の公路に続く村道などの建設、補修、管理は基本的に全て村民の「自力更正」に委ねられているといって差し支えない。とりわけ経済発展の立ち後れた山岳地域の村にとっては、道路の整備が農作物や工業製品の安定的な出荷を保証する道ともなりうる^{©1}ため、極めて重要な村落事務のひとつである。

(1) 事例

「事例1:同族集団の対抗意識] 🖾

河北省白洋淀地区の淀村 (362戸, 1287人) は李姓が77%を占め、同族集団のセグメントに対応して、東大院、西南院、当家門 (中間門)、西北院の4つの分派がある。なかで、東大院、西南院、当家門 (中間門)の村民を中心として、他の院の一部の村民や他姓の村民と連合するかたちで、村は歴史的に3つの集団に分かれてきた。同村は旧運河にそった村で、もともとは水上交通が主たる手段だったが、1980年代から水が枯れ、1980年代後半から1990年代初期にかけてはビニール袋の工場ができたこともあり、道路建設の必要性は高まった。

1992年、村の有名な「全国戦闘英雄」である李伯は河北省委書記とのコネクションを用いて淀村の道路建設のために10万元の援助を導入することに成功した。李伯の長男が支部書記の選挙で党員35人のうちの33票を獲得したのも、長男が大衆の支持を得ていたからというよりは、父親が上級からの補助金を引っ張ってくる能力が期待を集めたためであった。ところが、(1)李伯が道路建設をしてしまえば、中間門の村内での威厳が高まってしまうことにたいする東大院の恐れ、および(2)もしも長男が支部書記に当選すると、村を抑えることが難しくなるという郷鎮政府の憂慮により、高得票にもかかわらず、郷鎮党委は他の党員を当選させた。この措置は李伯から道路建設資金を取ってくる気力を奪い、道路建設を中断させる原因となった。

1999年, 東大院の代表的人物, 最大企業の経営者の李温湘が「北路」の建設を計画した。他方, 中間門の代表, 村内第2の企業経営者である李伯の三

男の李可信が、それでは村内の25%の世帯にしか受益がないとして「南路」の建設を提案した。李可信が南路の工事を引き受けた大きな目的は、李温湘に出資させてその企業をつぶすことにあった。李可信の南路は寄付金を募って9世帯から1万9200元を集め工事を開始した。

こうしたタイミングで2000年、村民委員会の改選が行われ、李温湘が主任 に当選する。彼は支持者の数自体は多くなかったが、経済的実力の観点から 優勢であることは明らかで、たとえ村民から十分な支持が得られなかった場 合でも、自らの企業の資金を動員して、あるいは企業の信用を担保として融 資を受け、道路建設を完成させられるだろうというみこみが村民の間にあっ た。こうして、公共的物品の提供能力ということが基層選挙の結果を左右し たのである。選挙の後、李温湘は北路の建設を開始した。彼の行ったことは 主として3つである。(1)隣村の土地を道が通るので、隣村の支持を得る。(2) 上級の土地局、電力局、交通局などの支持を得て、8万元の寄付とセメント を獲得。これは上級からの補助金であるよりは、李個人がコネクションを もつ単位からの援助であった。李は毎年の旧正月には県まで贈答品を届ける など、企業経営のなかで日頃から多くの「関係作り」を行っていた。(3)村内 で募金活動を行う。100世帯以上を党県委員会招待所のレストランに連れて 行き、その場で15万450元、後の寄付と併せて21万元を集める(李温湘自身も 2万元を出資)。だが寄付を行ったのは李温湘に関係の深い人間だけであり、 金額も李との関係で決まったという。

ところが李可信の南路の方は工事が止まってしまった。李温湘が村民委員会主任となることで、彼自らの出資で道を造るのではなく、村が主体となって道を造ることになったため、李可信の道路建設の動機付けが失われてしまったためである。李可信は南路に2万1000元しか投資せず、自分自身も2000元しか寄付してなかった。村民委員会はしかたなく、北路用の資金を用いて南路の工事を進め、同時に水田の請負費の開発、養魚場の土の売却、建設用地のリースなどの方式で資金を作り、61万元を用いて2000年に全ての道路を舗装し終わった。

[事例2:村民小組間の利害調整] [33]

四川省彭山県義和郷楊廟村(8村民小組,560世帯,1810人,耕地220畝[1畝=6.667元]) は食糧生産地区であるが、公路からは遠く、村道も長年整備されていなかったので交通条件は悪く、経済発展が阻害されていた。

1994年3月、村民委員会は村のオフィスから郷道に至る2.2キロメートルの村道をコンクリートで舗装することを決定した。投資額は35万元で、村民が砕石を負担するのを除き、全村で1人当たり150元の徴収が必要となった。4月初め、全村47名の村民代表議事会の成員が集まり、村民委員会はこの決定を村民代表議事会に提出して審議した。討論の結果は、(1)被る利益が均等でないこと。全村で共同負担しても道路建設によっては3つの村民小組しか利益を受けない。(2)道路の基盤が弱く、元の村道は道幅が狭いところは広げる必要もあるが、広げた路面も陥没してしまう。(3)村民の負担が重すぎる。近年、教学条件の改善や郷道の建設など資金徴収をともなうプロジェクトが多く、さらに150元を集めるとしても村民の絶対多数は負担できない。

以上から、村民代表は次のような決定を行った。全村8村民小組で、現在の村と郷、組と組を結ぶ村道を拡張し、砕石を敷いて、基盤を固め、水はけを良くし、雨天でも通行できるようにする。こうすれば1人当たりの負担も25元で済むことが分かった。全村8組への車両の通行が可能になるばかりでなく、村民の負担を減らすことができる。村民委員会は村民代表の意見・提案にもとづき当初の決定を変更した。

[事例3:村書記のネットワークと動員戦略] [34]

遼寧省撫順市の龚家溝村(320戸,1170人)では、1990年代の初頭,新書記による道路建設が村民世帯の床板生産発展の基礎を築くことになった。同村は集団資産収入がほとんどない村であったが,新書記は道路建設のため,第1に村外に広がる自らの「関係」を利用して外部資源を動員し,第2に村内でも村民同士の「面子」の感情を動員することで事業への協力体制を築いていった。

外部資源の動員については、(1)撫順市の集団企業に勤めていた友人に頼み、

企業予算のなかに「農業支援金」を計上させ道路建設の資金とすること、(2) 市の機械工場で幹部を務める友人に頼んでブルドーザーを安く借りること、(3)隣村の石場経営者に頼み、村の宅地1畝と引き替えに1万元相当の砂利を提供してもらい、さらに砂利を運ぶダンプカーも借り受けること、などが行われている。また村内部での意識の動員については、(1)道幅の拡張のため、一番立派な塀をもつ家に謝礼を渡し率先して取り壊しを行わせ、他の村民もそれに続くようにし向ける、(2)村内で「為我修路」(自分のために道を造ろう)と名付けた募金キャンペーンを開始し、拡声器で募金額を発表して村民間の競争意識をあおる。などの戦略を採用していた。

以下に挙げる2つの事例は上記3事例とは異なり、村民小組が主体となった道路建設である。

[事例4:出稼ぎ青年のイニシアチブ] (35)

貴州省石阡県白沙鎮石墳村一組,二組(75戸,260人)は自動車道から1キロメートルしか離れていないが,山道で間に河が流れているため村まで自動車道が通じていなかった。そこで、出稼ぎ経験者の青年3人が村民たちの「思想工作」を行い、彼らを動員して工事を開始、資金も1万3000元集めたがまだ8万元足りない状況である。

[事例5:民主的手続きと自発性]™

湖北省のある村は2000年12月、村落事務について民主討論を経て決定する「村務票決制」を導入。2001年春、2組の多くの村民が同組の道を改良して野菜出荷の便宜を図ろうとしていた。幅3メートル、長さ520メートルの道を舗装するために5万元が必要で、集団はこれをすぐにはまかなえないが、だからといって村民に割当金を課すこともできず、そこで2組の78世帯の村民が話し合った結果、「村が一部、組が大部分を供出」に決定。村民は自発的に出資し労働力を出して7日の間に工事は完成した。

(2) 分析

さて上記事例からは、道路建設にまつわる政治的背景について以下のよう

な諸点が読みとれる。

①アクターの様態

第1に、利害関係のパターンとアクターの形成について。「公共性」を備えているとはいえ、道路はその性質上、村内の空間的な構成によPPって、もたらす受益については住民の居住区ごとに不均等とならざるをえないことが多い。つまり、村民委員会レベルが主体となって道路建設を計画する場合、その受益と負担をめぐって社会空間的な分節が生ずる⁶⁵⁷。[事例1]では、同族集団の分節がアクターとなって相互に牽制し合っているが、アクターとしてもっとも顕在化しやすいのは[事例2]のような村民小組であろう。ところが[事例4]、[事例5]のように村民小組が主体となっている場合、地理的な配置からしても、道路建設による利益は小組内の各世帯で一致している。その場合には村民の意識を道路建設に向けてひとつにまとめることは比較的容易である。

第2に、一般村民(下位アクター)の決定への参加動機・参加程度について。[事例1] ~ [事例5] はいずれも、村民からの直接徴収に少なくとも一部は頼りながら事業を実施している。財源の一部が村民からの徴収資金であるとすれば、資金を供出する村民の側はまず事業の「負担者」としての立場を意識し、資金の用途について強い関心を持つ。外部資金を用いる場合、また豊富な集団資産収益を投入して行う事業に比べるとその違いは明白である。彼らは事業により得られるはずの利益を負担額と引き比べ、両者のズレを計算することになる。受益と負担のズレが認識されると、先述した道路資産につきものの受益の空間的不均等と相まって、村内の利害分化を引き起こす。事業計画をめぐって異なるいくつかのグループが生じることで、それぞれが自らの代表者を形成し、道路事業の決定過程に参与して影響力を行使し、受益と負担の適正化を行うアクターとしての動機を高めるであろう。結果的に高い政治参加程度がもたらされる。[事例1] の村民委員会選挙や[事例2] における村民代表議事会などの実質的役割は、道路建設をめぐって生じたサブグループ間の利害をこうした「民主的諸制度」を媒体として表出させ、

最終的に調整に導いていくという点にある。

②政治的特徵

村民からの徴収金、寄付金に依存した事業を進める際に村のリーダーに求められるのは、(1)決定過程に参与してきた村内アクターに対し資金徴収の必要性について説き、資金の用途が正当なものであることを示すこと、(2)負担における公平さの感覚を創り出すことである。そこでは調整や説得、あるいは個人の人格的魅力などで、最終的に村民の意識を事業に向けてまとめ上げていく能力が必要となる。いずれにせよ、個別の説得などを通じ、村全体の「我々意識」を動員し、資金の供出が無理であっても労働力を出させるなどの措置が必要で、それはあたかも毛沢東時代の労働蓄積にも近いような様相を呈する。

村民に負担を求めることの代償として決定過程に参加してくるアクターは増加することになるので、決定過程での利害調整は複雑化し、村幹部はアクター間の利害を調整するために多大な労力を費やすことになる。こうして村民からの資金調達による事業を行う場合は、政策決定の迅速性や幹部の自由裁量権は犠牲にせざるをえないという一面をもっている。だが最終的に村民を「動員」し村全体の利害を一致させることに成功したとき、リーダーは村落政治内での正当性を獲得することになる⁸⁸。

2. 企業運営

村有企業の設立などで収益型資産を新しく作り出すこと、あるいは無料で村民世帯に請け負わせている耕地を回収して、有料の請負地に転化するなどで基盤型資産を収益型資産に転用する措置は、村落事務の財源となる集団収入を作り出し、村民に必要なサービスを提供して凝集力のあるコミュニティを形成するという観点からは重要な村落事務である。ここでは村の集団企業の設立・運営においてアクターの連関がどのように表れるのかを、各地の事例から分析する。

先に触れたとおり、収益型資産、とりわけ企業への投資には経営リスクがともなうのであり、こうしたタイプの公共事業は経営の善し悪しや市場の変動によって成功する場合と失敗する場合に分かれてくる。村有企業運営をめぐる村落政治も、企業運営の善し悪しによって異なる意味をもってくるものと考えられる。

(1) 事例

[事例1:創業者一族による企業支配] [39]

四川省橋楼村では、非農業分野の集団企業は1970年代以来、赫YL、赫YDの初代創設者兄弟のイニシアチブにより牽引されてきた。大寨モデルから集団的経営の精神を熱心に学んだ兄弟は、1976年、退役軍人の技術と、成都、眉山からの下放青年の協力によって農業機械の修理工場を設立する。1976年に設立された生産大隊の果樹園で収穫されるミカンやオレンジを眉山の鉄道の駅まで運ぶため、トラクターによる運送業も始めた。果樹園の収益は分配せず新品種の購入に再投資し、1980年代半ばには、甘粛省、北京、黒竜江省などにも出荷されるようになり、生産大隊(=橋楼村)の基幹企業となった。

赫YL はさらに、コストが低く労働集約的な企業としてレンガ工場を設立する。資金調達は、(1)果樹園での収益をそこに投資するとともに、(2)株式を発行して生産大隊の住民全世帯に購入させる方法をとった。また赫YL が長年大隊書記を務めて県指導部との間に培ってきた関係を活かし、(3)農業銀行から融資を受けた。建築ブームに乗ってレンガ工場は大きく発展した。

「企業集団」としての村という意識を強めたのが株式の所有であった。株式の所有は村民世帯と、ごく一部のよい関係をもつ外部者だけに限られた。村民には工場での被雇用権が与えられたが、果樹園の仕事をあてがわれたものや、酒醸造場や第2レンガ工場ができるまで待たされた者もいた。村営企業での仕事は、(1)管理職、(2)月給制の労働、(3)出来高制の肉体労働、というランクに分かれたが、良い仕事へのアクセスは村のリーダーとの「関係」に

より決定されていた。たとえば村営企業の管理職40人の内, 18人が赫一族, 11人が赫と姻戚関係を有する者, 残りの内の半分は赫 YL 書記と大隊幹部として毛沢東時代以来の個人的・政治的な関係を有する者である。また村営企業のなかに家族の2人以上が雇用されているのもやはりこうした幹部と近い関係にある家族であった。

全国的に有名な河南省南街村は1980年代中期以降強力なリーダーによって 牽引された集団型企業村落であり、企業のみならず耕地の管理においても家 庭請負制を採用せず、村が統一的に管理している点が特徴である。同村の村 務運営方式を多角的に分析した項継権が日本企業との合資による食品加工企 業の設立プロセスを紹介・分析している。

[事例2:少数リーダーの企業支配] (40)

同企業は1994年,4200万元の投資により創業した。村全体の運命にかかわるということで、投資に関する決定には指導部も慎重であり、情報収集と研究開発のため村には専門の「項目開発公司」が作られた。同企業が手がけようとするインスタントラーメン生産の情報は、そもそもは村の副書記が外部の商人から獲得したもので、これは中国では当時まだ生産されていなかったタイプの製品であった。試食してみて感触が良かったので開発公司に市場調査と投資の可能性を分析させた。王洪彬は合資企業の責任をもつ王継春副書記などを集めて指導部を作り、王継春に渉外を担当させた。日本の土牧公司は、北京のインスタントラーメングループのエンジニア、陳某を通じて南街村と連絡をとった。日本の代表を村に呼んで、4~5度の協議を行ったのち、王洪彬は合資による工場建設を決定した。

[事例3:外部への依存と村民からの委託](11)

筆者の調査地である北京市の X 村は、輸出用野菜の生産を発展戦略の基軸に据える県当局の意向を汲み、県政府をはじめとする外部とのコネクションを動員しながら、1996年以来、最大の村有企業ともいうべき野菜卸売市場の建設のために多額の資金投入を行ってきている。第1期工事(1996年~

1997年)で548万元, 第2期工事(2000年)で557万元, 併せて1105万元を投資し, また第3期工事(2003年)でも約500~700万元の資金をつぎ込んでいるといわれる。これら資金の主要な部分は外部とのネットワークにより調達されたものであった⁶²²。市場建設の決定は, 1980年代から20年近くリーダーシップを発揮した前H書記のイニシアチブで開始されており, 村民の側からみれば, 野菜卸売市場の建設にかかわる決定を村幹部らにまったく「委託」したかたちとなっている。

中央政府、地方政府は「村レベル組織建設」の方途のひとつとして、「集団経済」の拡充を旗印に村営企業の創設を奨励してきたことも事実である⁶³。だが起業には当然リスクがともなうものであり、むしろ失敗事例の方が多い。湖北省荊門市では1994年からの4~5年のうちに、村幹部の経済発展への積極性をあおり、資金を貸し付け投資を行ったが、ほとんど全ての村が発展に失敗し、村集団は大量の負債を抱えた⁶⁴。同様に、銀行、その他コネクションのある機関から借入を行って企業を創設するも、まもなく倒産する事例もある⁶⁵。都市化の波に飲まれた農村で、土地徴用により(簡単に)得られた補償金で企業を興す⁶⁶⁶も、経営が振るわず赤字を出すという事例は多い。以下にそのひとつ⁶⁷⁰をみよう。

[事例4:土地収益を用いた安易な創業] (8)

山東省南部のZ市の郊外農村である吉庄(人口5523人)と東村(同4076人)はともに市内から1.5キロメートルの場所に位置している。1991年までに、村の土地はほとんど全て徴用され、村民は非農業戸籍になっている。1980年代中期より、市政府は都市建設の必要から両村の土地を毎年平均50畝ずつ徴収した。そこで得られた資金は村幹部によって統一的に管理された。国家の規定によれば、この資金は集団生産の発展、村民の就業機会創出のために使われるはずである。村幹部は村の集団財産を用いて工場をつくり、村民をそこで就業させた上、年末には徴収された土地に応じて利益の配当を分配することを承諾した。だが就業できる人数には限りがあり、また配当も受け取る

ことができなかった。新設された工場は全て経営が振るわず操業停止状態のものもある。また企業の経営陣は幹部と「関係」をもつ者たちであった。そこで村民は自力で野菜、果物などを仕入れて町で売ったり、煎餅を売ったりして生計を立てるようになり、「幹部は頼りにならない」との認識が生まれる。村民の暮らしが楽にならないのに幹部の生活は良くなった。1995年およびこの事例の著者の調査期間中に、幹部が集団資産に手をつけていることを疑った村民による「上訪」(上級への異議申立て)があった。

村が多額の投資を行って創設した企業が企業制度改革などで請負・リース, あるいは売却に出される際,資産評価額よりも相当に安い値段で村幹部の身 内,関係者に払い下げられたり、リースに出されたりすることがある。

[事例5:関係者への資産流出]49

雲南省富民県永定鎮永一村は県城に近く、レンガ工場、養鶏場、食品工場、カーバイド工場、建築会社、製紙工場、農作物の自由交易市場などを有し、郷鎮企業が最も発展した村として有名であった。ところが、郷鎮企業の所有制度改革(いわゆる「改制」)にともない集団資産が流出する。(1)資産価値600万元ほどの建築会社は元副書記に39万8000元で売却、(2)200万元のアセチレン工場は40万元で現職の村支部書記に売却、(3)1000万元のカーバイド工場は212万元でもと永裕総公司農工商総公司の社長に売却など、こうして村の集団資産は5000万元ほど流失した。

(2) 分析

各事例から、村有企業の設立、運営をめぐる村落政治をアクターの連関の 観点からまとめてみると、以下のようになる。

①アクターの様態

第1に利害関係のパターンとアクターの形成について。企業設立による直接的な(家計のレベルでの)受益者は、道路の場合とは異なり、経営者や従業員として企業活動に直接参与する人々に限られる。企業によっては村外の

人物に経営が請負に出されることもあるので、受益者は村民に限定されるわけでもない。[事例1] に明確に表れているように、直接的受益者は企業の管理者であるところの村幹部と何らかの「関係」を有する人々である。ここから基本的なアクターとしては、(1)企業資産の直接的な投資・保有主体である村幹部、(2)村内外で幹部と何らかの「関係」を有し、企業の払下げ、企業経営の請負、企業内での就業などの受益を被る世帯、(3)村幹部と「関係」を有さず、企業からの直接的受益がない一般村民、の3者が挙げられる。こうした利害関係のパターンは、村幹部との人間関係上の親疎が経済的なメリットの大小に結びついたことで形成される「社会経済的分化」と呼ぶことができよう。

第2に一般村民(下位アクター)の決定への参加動機・参加程度について。 前節にみたように、収益型の投資において村民からの徴収金が用いられるこ とはほとんどない。事業財源の観点からすれば、村民アクターは事業の「負 担者」としてではなく、たんなる「受益者」としてもっぱら「収益の公平な 分配が行われているか」という観点から企業運営に関心をもつことになる。

まず企業の設立の段階では、村民は事業の「負担者」としての意識をもたないばかりか、外部資金による事業が成功して「受益者」となることができるかどうかも未知数である。このため、資金投入の当初において村民の企業への関心は高くなく、したがって政治参加は顕著とはならない。村民は、外部から資源を獲得してくる村幹部にひとまずは事業内容の決定を「委託」するかたちとなる。前節に位置づけた外部資金の内、返済義務のない(1)財政再配分措置による資金、(2)政府関連の補助金については、とりわけリーダーへの委託傾向は強くなる。また(3)幹部が村「集団」の名義で銀行や高利貸に借金を行うことは、本来であれば村民全体の命運にかかわる決定であるが、ここでも「集団」の存在の曖昧さから、村民個々人は自らの借金であるとの意識をもちにくく、幹部個人の借金であるかのように錯覚する。事業が失敗をみて村が負債を抱え、その返済責任が村民からの徴収金に転嫁されたときにはじめて村民は「負担者」としての意識をもつのである。

企業が実際に経営される段階では、一般村民は受益の「公平な分配」の観点から企業運営に関心をもつ。もしも企業運営の受益が公平に分配されているという信頼感が存在しているとき、(2)受益者アクターと(3)一般村民アクターの間の利害分化は曖昧であり、村民アクターは企業運営の決定過程に参加しようとはしなくなる。逆に、企業からの受益が公平に分配されていないとの実感が存在するとき、(2)受益者アクターと(3)一般村民アクターの分化はより大きくなるのであり、そこで初めて村民アクターは企業運営、ひいては村政一般に積極的に参与しようとし始める。

興味深い点は、「受益が公平」であるか否かは、実際の不平等というよりはあくまで感じられ方の問題であるということだ。「成功事例」に属するであろう[事例1]、[事例2]、[事例3]などの場合も、(2)受益者アクターと(3)一般村民アクターの間で受益の不平等は存在するにせよ、それが妥当なものとして受け入れられている点がポイントなのである。中国社会においては、リーダーが自らに関係の近い者を遠い者と全く同等に扱うことは、逆に近親者の離反を招き、リーダーシップの失墜を導くことになる。ある程度の近親者の優遇は社会的に認められる行為である。逆に[事例4]、[事例5]など「失敗事例」の場合は、収益の分配において村幹部とその関係者により、道理を踏み外した過度の利益取得が生じうるとの危機意識が一般村民の間に広がっている点に違いがある⁶⁰。

ここにはG・ラフ(Gregory Ruf A.)の指摘するように、利益の総量の問題も絡んでいる。つまり、全体のパイが大きいときは実際に多少の不平等が存在することはさして問題とならないが、経営の不振によりパイが縮小し受益が減少したときに初めて不平等感が顕在化し、縁故主義への不満が表れるという 50 。つまり幹部とその関係者が企業の経営者となり、より多くの利益を得ている事実が「関係」外の一般村民にとって不満の材料となり、企業の創設や運用プロセス、ひいては村落政治全般についても参与していこうという動機付けを与えることになる。[事例 4] にみたように、こうした不満はしばしば「上訪」などの抵抗型参与の形態をと 52 。

②政治的特徵

各事例を眺めてみると、起業にともなう幹部アクターの意思決定が非常に 随意でかつ迅速であるのが印象的である。企業設立をめぐる村幹部アクター のこうしたリーダーシップは、設立のための財源に大きくかかわっている。

まず、新企業を興そうとする段階ですでに豊富な集団資産収入をもつ南街のような村であれば、運用可能な資金は多く、ことは簡単であろう。集団資産の直接的な管理・運用権限を握る村幹部は、これら資産を存分に運用し、道路や水利など基盤型資産への投資を行い、余剰の部分は収益型資産の再投資に振り向けることができる。重要なのは、集団資産の量が多く収益が大きいほど、経営者たちは収益の再投資先を容易に決定できるようになることである。集団資産は表向き「みんなのもの」であるが、実際には「誰のものでもなく」、究極的には直接の管理者である幹部が運用権を握っているとされる⁵³。

次に、とりわけ1990年代以降の状況を含む [事例 4] にみられるように、土地徴用による村への補償金が起業のために転用されることが多かった点が注目される。土地資産売却の収入がいわば「手軽な」資金源として、起業のための迅速な投入を可能にしていると考えられる⁵⁰。

さらに、起業の時点で集団資産収入が不十分である場合、村幹部は自らの 裁量で資金や原料、情報や技術を調達しようとする。前節で分析した集団収 入の構造からみれば、外部資金の導入と村民からの資金徴収が考えられる。 その際には[事例3]にみるように、外部資金を調達して起業する場合がほ とんどであり、村民からの徴収資金を用いて起業を行う例は非常に稀である と思われる。その理由は以下の通りである。

収益型資産としての村有企業は村集団に収入をもたらし、総体としての村 民生活の向上をもたらすものではあるが、直接的な受益者という観点からみ れば企業の経営陣と従業員という限定された範囲の住民に限られている。村 民全体からの資金徴収を行うためには、公共の利益に供するためとの正当化 の論理が必要となり、また資金用途については村民アクターに対する説明責 任が生ずる。それを行うためには説得や調整のコストがかかり、迅速かつ大胆な決定が難しくなることを幹部アクターは想像できるので、村民からの資金徴収はなるたけ回避しようとするのである。

もちろん, [事例3] のように, 外部資金, すなわち国家補助や銀行からの融資を「非制度的」に獲得するためには, 村の指導者には豊富な個人的コネクションや外交・交渉能力が必要とされる。しかし外交手腕を発揮していわば「個人的」に獲得した資金であるからこそ, 村幹部は事業内容について村民に細々と説明して支持を得る必要性を感じない。また政府関係の補助金であれば用途が指定されている場合もあり, 資金の投入について村内の動向に気をとられる必要がないのである。

以上のような事情から、企業を興す決定は、[事例1]、[事例2]、[事例3]、[事例4] などからみても、(1)村幹部アクター、とりわけ村支部書記など中核的な少数の人物によってなされ、(3)村民はほとんど参与していない。 [事例2] の南街村食品加工工場への投資決定プロセスの特徴として項継権が指摘するのは、決定過程に至る十分な情報収集と研究、支部書記個人の最終決定、高い「技術性」と専門家のイニシアチブなどであり、同村での意思決定は総じて「問題が重要であるほど、最初にかかわる人の人数は少なくなる「いという集権的傾向をもっていたとされる。

むすび

本章では多様な村落政治の特徴を具体的なイシューの違いを用いて説明してきた。いうまでもなく、イシューをめぐる状況は日々刻々と変化するものであるから、村落政治アクターの相互関係もそれにともなって変化することになる。その意味ではイシュー中心の接近法は動態的な村落政治の把握に適しているといえよう。

同時に, ある村の村落事務の遂行において, 通常どのタイプの事業が中心

であるかによって、(1)村民からの調達資金による事業が主体である村、(2)集団資産収入による事業が主体である村などとして、村ごとに眺めた場合の政治的特徴をタイプ分けする際にも表3を用いることが可能だろう⁵⁰。

なお、あくまで「村落政治」にこだわったために本稿では断片的にしか触れることしかできなかったが、近年、メディアでも盛んに取り上げられている土地徴収イシューをめぐるアクター分析は今後の課題として避けて通ることのできないものである。そこでの利害関係のパターンは村レベルに止まらず、地方政府や国家なども含め、農村政治のアクターがより広域化・複雑化しつつある兆候を示すものである。事例のなかでも触れたとおり、村民アクターが村落政治の範囲を超えて直訴行動に出始めたことは、建国初期以来、社会主義時期を通じてはぐくまれてきた基層レベルのミクロ・ポリティックス⁶⁵⁷の枠組みでは補完することのできない隙間の出現を示している。「上訪」などの補完的な制度は、将来的にはより広域的な利害表出のシステム(たとえば県レベル首長の直接選挙など)によって代替される必要が出てくるかも知れない。

[注] —

- (1) 同様のイシューとして土地をめぐる紛糾問題がある。張静はこの問題に関して、土地使用権規則が確定されにくい原因を説明しようとするなかで、土地の運用が法的な制限を受ける以上に、アクター間の利益獲得ゲームとなっている点を指摘している。政治、法律の活動領域がはっきりと区分されていない状況下で、実際には様々な土地規則が併存しており、そこからどれかを「選択」することのできる状況にあるという。それらの規則は対立、矛盾する内容をもっており、また合法性の期限を異にしている。実践においては実力競争でどれかが選び取られる。これらの選択過程は法律事項の「政治化」であり、つまり法律に定められた正当な利益ではなく、利益競争のなかで取捨が行われる点に問題があるとする(張静「土地使用規則的不確定」[『中国社会科学』2003年第1期])。
- (2) この点については、田原史起「中国農村政治研究の現状と課題――村落政治のアクター分析にむけて――」(『アジア経済』第46巻第1号,2005年1月,53-71ページ)を参照。

- (3) 本稿でいう「村」は「村民委員会」ないしは「行政村」を指して用いる。「村民委員会」の法的位置づけは「村民が自己管理,自己教育,自己服務を行うための基層大衆組織」(「村民委員会組織法」第2条)であるが、中国では慣習的にこれを「行政村」と呼ぶ場合もある。これは社会的・地理的なまとまりにもとづく「自然村」すなわち集落に対置させた呼び方で、上からの行政的編成の必要に応じて形成した単位というほどの意味である。徴税の権限をもつ公的「財政」の単位としての「行政村」を示すものではない。
- (4) ここでは、社会が複雑化していく過程で、分かたれた各部分が互いに同質であるときには「分節」、互いに異質であるときについて「分化」の語を用いている。
- (5) 費孝通「郷土中国」(『費孝通文集 第5巻』北京, 群言出版社, 1999年, 332-339ページ)。
- (6) 賀雪峰『新郷土中国―転型期郷村社会調査筆記』桂林, 広西師範大学出版社, 2003年, 140-144ページ。
- (7) 村民の政治的参加が眼前の経済的利害に規定されていることの証左として、たとえば、Thomas P. Bernstein and Xiaobo Lü, *Taxation without Representation in Contemporary Rural China*, Cambridge: Cambridge University Press, 2003, Chap.5 が指摘するように、抵抗型の参与も自分たちの要求がいったん通ってしまえば、潮が引くように鎮まるという事実を挙げることができるだろう。
- (8) Kent M.Jennings, "Political Participation in the Chinese Countryside," American Political Science Review, Vol.91, No.2, June 1997, p.370.
- (9) たとえば佐藤宏「経済構造と村落政治」(中兼和津次編『改革以後の中国農村社会と経済』筑波書房, 1996年, 408-430ページ)/Jean Oi C. and Scott Rozelle, "Elections and Power: The Locus of Decision-Making in Chinese Villages," China Quarterly, No.162, 2000, pp.513-539/Samuel J. Eldersveld and Mingming Shen, Support for Economic and Political Change in the China Countryside: An Empirical Study of Cadres and Villagers in Four Counties, 1990 and 1996, Lanham: Lexington Books, 2001, Chap.5/項継権『集体経済背景下的郷村治理一南街、向高、方家泉村村治実証研究』武漢、華中師範大学出版社、2002年などがある。
- (10) Oi and Rozelle, "Elections and Power."
- (11) 正確にいうと中国の村は徴税の主体とはなっておらず、厳密な意味での「財政」をもたない(厳密な意味での「財政収入」をもつのは郷鎮以上の各級政府である)。だが、単なる郷鎮政府の手足となって徴税の補助を行うという以上の、村民委員会を主体とした村の経済的活動は現実に存在している。こうした「村の経済的活動」を指して、ここでは仮に「村財政」と呼ぶことにする。

- (12) 農村固定観察点弁公室(中共中央政策研究室・農業部)『全国農村社会経済 典型調査数据匯編 1986-1999年』北京、中国農業出版社、2001年、492-493ペ ージ。
- (13) 加藤弘之『シリーズ現代中国経済6 地域の発展』名古屋大学出版会, 2003年, 95-105ページ。
- (14) たとえば水利建設を例にとってみても、村および戸別農家が主体となった「小水利」は、広域的な「大水利」の隙間を埋めるものとして、現実の農村生活には欠かせない事業であり続けている(賀雪峰『新郷土中国』、132-136ページ)。
- (15) ここでは前年度からの繰越金は「収入」には含めない。
- (16) 省, 県, 郷鎮, 村, 村民小組など地方や末端の各単位は社会主義的な公有 制原則にもとづいて、地域差は大きいものの、いささかの国有企業、集団所 有制企業を有してきた。地方政府の財源の大きな部分は管轄下の企業上納金 によって占められ、企業の発展をベースとした地域の経済発展は同レベルの 政治的リーダーシップと不可分の関係を形成した。県、郷鎮、村などの「地 方政府 | が公有企業と一体化して、会社組織のように振る舞う「地方政府コ ーポラティズム」 (local state corporatism) (Jean C. Oi, "Fiscal Reform and the Economic Foundations of Local State Corporatism in China," World Politics, Vol.45, No.1. October 1992. pp.99-126) の実態は、これまで多くの研究者の関心を引 きつけている。村レベルの場合、公社後期に創業された集団企業(社隊企業) のみならず、最も重要な資源として「土地」という集団資産の所有権が公社 解体後も「集団」に帰属したまま残されていた。1990年代後半,全国から選 ばれた271村の調査では、土地の保有主体は、105村(39.6%)が行政村、119 村(44.9%)が村民小組,39村(14.7%)が行政村と村民小組の双方,2村 (0.8%) がその他であった(全国農村固定観察点弁公室「当前農村土地承包経 営管理的現状及問題 | 「『中国農村観察』1998年第5期〕、56ページ)。
- (17) ただし、別のデータにつきあわせると、この平均値は全国の村の実情を反映していないように思われる。71万7000村を対象とした1997年の農業部統計によれば、45万7000 (63.7%)の村が集団の「経営収入」から収入を得ているが、のこり26.0万 (36.3%)の村はそのような収入がなかった。集団経営による収入をもつ村の60%近くの経営収入は5万元以下であったという(中国社会科学院農村発展研究所・国家統計局農村社会経済調査総隊「中国農村土地制度変革述評」[『1998-1999年:中国農村経済形勢分析与予測』北京、社会科学文献出版社、1999年]、42-43ページ)。つまり、集団経済のなかから5万元を越える収入を得ている村は全体の2割強しかないということになる。
- (18) 浙江省の村財政を扱った曹容慶「郷村財政:現状,問題和対策—浙江省杭州湾某郷鎮的実証研究」(徐勇主編『中国農村研究 2002年巻』北京,中国社

- 会科学出版社,2003年),121ページからは、収入の規模が大きい村ほど土地 徴収による収入が多いことが読みとれる。集団収入データが挙げられた30村 についてみれば、収入額の上位5村の平均収入330万元のうち土地徴収による ものが256万元(78%)、下位5村の平均収入28万元のうち土地徴収によるも のは8万元(30%)である。
- (19) 例えば安徽省財政庁の庁長、朱玉明への『農民日報』のインタビューによれば、安徽省は省の財政のなかから1億2000万元を村レベル集団経済発展のための専門基金として援助を行うことになった。これは半制度化した村への財政への補助金であり、地域限定的な特別措置であるといえよう(「財政為奔小康助跑」「『農民日報』2003年3月4日])。
- 20) 田原史起「中国農村における開発とリーダーシップ――北京市遠郊 X 村の 野菜卸売市場をめぐって――」(『アジア経済』第46巻第6号,2005年6月, 16-39ページ)。
- (21) 断片的な事例には事欠かない。たとえば湖南省臨湘県の291の農業村のうち、248つまり85%が負債を抱えている。負債額の総計は3600万元(村当たり平均は14万5000元)に上る(「村官 見仁見智話当家」[『農民日報』1999年8月2日])。
- (22) 2000年前後から税費改革が推進されて以降、村民からは農業税の付加税の 形でしか徴収できなくなった。それでもなお徴収を行う場合は「一事一議」 の方法により事業ごとに村民会議で討議を経たうえで資金徴収額を定めねば ならない。
- 23 代表的な報告として, 陳桂棣・春桃『中国農民調査』北京, 人民文学出版 社, 2004年/李昌平著, 北村稔・周俊訳『中国農村崩壊―農民が田を捨てる とき』日本放送出版協会, 2004年などを参照。
- 24 孫潭鎮は浙江省中部の3村の財政比較から、財政収入の主要な部分は集資 (村民からの徴収金)と企業収入(すなわち集団資産収入)であること、また 集団経営企業がある村は主として企業収入に依拠し、その他類型の村は集資 に依存すると指摘している(孫潭鎮主編『現代中国農村財政問題研究』北京、 経済科学出版社、1995年、158ページ)。
- (25) 次年度への繰越金は「支出」とみなしていない。
- (26) ただし、財政収入の規模が比較的大きい場合、村幹部は村民からこれらの上納金を徴収することなく、村財政のなかから肩代わりして上納することが可能となる。筆者の定点観察地点のひとつである山東省のC村も50万元前後の集団収入のなかから10万元程度の上納金(農業税)を村が代行して支払っている。
- ②7 これを同じく基盤型資産である水利施設と比較してみれば、ややニュアンスを異にしていることに気付くだろう。農業への依存度がさほど高くない村

- の場合, ダムや井戸, 貯水池などは必ずしも道路建設ほどに広範かつ均等な 受益をもたらさないだろう。
- (28) 多くの場合は村幹部か、あるいは村民の支持を得ることで村内での政治的 地位の獲得を企図するアクター。
- 29) この点を資本主義社会における住宅資産になぞらえて考えてみれば、「基盤型資産」とは自ら居住するために購入した住宅であるのに対し、「収益型資産」とは賃貸に出して利益を上げるために購入した住宅であることになる。自分が住む住宅は家族の基本的な生活の保障にかかわっている部分であり、地価の上昇などでその資産価値がいかに高くなろうともおいそれと手放すことはない。他方、資産運用のためのマンションは株と同様に値が上がったときに手放して高収益をねらうことも考えられる。我々の社会ではこうした資産運用に関する意思決定を、私的所有権の保証のうえに立って個人が行っているのに対し、中国農村の集団資産においては村民委員会や村民小組などのコミュニティ組織が主体となって行うのである。ここに、集団資産の運用が村落政治に大きくかかわってくる理由がある。
- (30) 表2に挙げた費目では、本章の「基盤型」「収益型」にきっちり対応するような区分法が採られていないが、かりに「集団経営再拡大支出」を「収益型投資」に近い支出として、また「農業サービス支出」を「基盤型投資」に近い支出とみなすことは可能であろう。興味深い点は、「農業サービス支出」への投資額は相対的に地域差が小さい(中部を1とすると、2.6:1:1.6)のに対し、「集団経営再拡大支出」の方は、地域によりきわめて大きな投資額の格差が存在することである(西部を1とすると、123:2:1)。農業サービス支出はある程度の初期投資をすれば、それ以降は拡大再投資をする必要はなく、毎年のメンテナンス費用程度で済む。ここから相対的に地域差が少なくなっているものとみられる。
- (31) 重慶市万州区の山村である瓦子村では、町に続く村道を村の力で補修し、雨天時でも楽に生花の出荷ができるようになった(「小康村里的老題新解」 [『農民日報』2003年9月24日])。
- (32) 劉玉照「集体行動中的結構分化与組織化—以白洋淀某村修路与基層選挙為例」(『社会』2004年第11期)。
- (33) 「民主決策順民意」(『郷鎮論壇』1995年第5期, 7ページ)。
- 34 首藤明和『中国の人治社会――もうひとつの文明として――』日本経済評論社、2003年、78-80ページ。
- 35 「三名打工回鄉青年欲圓鄉親修路夢」(『農民日報』2004年3月1日)。
- (36) 「公開喚得民心帰」(『農民日報』2002年11月23日)。
- (37) この点について、村同士、組同士、世帯同士で、山林、耕地、水利、墓地、婚姻問題などをめぐる紛糾があり、道路建設がなかなか進まないとする報道

がある(「農村修路架橋為何過境難」[『農民日報』2001年10月9日])。

- (38) もっとも、以上のような想定は、他に資金源がない状況でも村幹部が仮に も公共的事業を行う決断をした場合のことである。実際には、こうした村は もともと貧困な地域に多く、村民世帯の負担能力も当然ながら低い。なおか つ「我々の村」というコミュナルな意識が動員されなければ資金調達は村民 の抵抗に遭う。事業のための資金源がなく、万一、村民から徴収した場合で も抵抗が予想されるような状況下で、村幹部はそもそも村の公共事業を起こ そうとは考えなくなるのが普通であろう。四川省達州市の双村をフィールド とした呉毅は、集団経済の貧困な内陸農村の現実においては、そもそも村幹 部は上級に代わって村を治める「代理人」の役割も、村民の代表としての「当 家人」の役割もがともに機能不全に陥っていると述べる。こうして村幹部が 不活発であるとき、村民は村集団からの受益者とならないので、村落事務に たいして無関心となる場合が多い(呉毅『村治変遷中的権威与秩序-20世紀川 東双村的表達』北京、中国社会科学出版社、2002年、219-225ページ)。同じ タイプの村のひとつである「岳村」でフィールド・ワークを行った于建嵘は 「岳村には公共資源が欠乏しているということである。・・・・村民が公共的な参 加を行う際には、明確な『コストと収益』の意識があることが分かる。岳村 のように相対的に公共領域が不足し、公共的利益が比較的単純な村では、村 民は高度で複雑な公共的参加と手続きは必要ないのである」と述べている(于 建嵘『岳村政治一転型期中国郷村政治結構的変遷』北京, 商務院書館, 2001 年. 418ページ)。
- (39) Gregory Ruf A., Cadres and Kin: Making a Socialist Village in West China, 1921–1991, Stanford: Stanford University Press, 1998, Chap.5.
- (40) 項継権『集体経済背景下的郷村治理』、247-258ページ。
- (41) 田原「中国農村における開発とリーダーシップ」。
- (42) 詳細な数字を上げることは難しいが、幹部からの聞き取りによれば、「市場」第1期、第2期の1100万元ほどについては、主として次の6種の調達ルートが存在した。(1)ほぼ半分、おそらくは540万元程度が銀行からの融資、(2)国家の補助が100数十万元、(3)北京市婦女聯合会からの借金が100万元近く、(4)村民からの借金が150万元、(5)同じく村民で、趙姓の富裕者からの借金が100万元、(6)毎年やってくる広東の買付業者が110万元を投資した。第3期工事の資金源について、詳細は不明であるが、外部資金が多くを占めることに変わりはない。また、新しい資金捻出法として建築業者による立替、すなわち工賃を後払いにして先に工事を行う方法が採用された。
- (43) たとえば、「全国村級組織建設工作座談会紀要(1990年8月10日)」(中共中央文献研究室・国務院発展研究中心編『新時期農業和農村工作重要文献選編』 北京、中央文献出版社、1992年、645-646ページ)/「関於加強農村基層組織

- (44) 賀雪峰『新郷土中国』、116-117ページ。
- (45) 浙江省安吉県の郎村は1992年に民族工芸工場を開く際に、銀行から8万元、県土地管理局から5万6000元、村民から14万4000元を借りたが、1995年に倒産。債務を残したまま村幹部が交代してうやむやになった(「章村鎮全力鍛造 『清白村官』」[『農民日報』2003年10月13日])。
- (46) なお、土地徴用の補償費の分配や土地無し農民(失地農民)の問題は、近年の「農村問題」として最も関心を引きつけ議論されているイシューである(楼培敏主編『中国城市化:農民、土地与城市発展』北京、中国経済出版社、2004年)。土地徴用の補償費は企業創設にさえ用いられず、それまでの借金の返済、使い込みなどに流用されることも多い(「農村幹部中的敗家子」[『郷鎮論壇』2000年第10期、8-9ページ]/「挪用徴地款、村民不答応」[『農民日報』2002年6月26日]/「財務公開怎么这么難」[『農民日報』2003年3月31日])。
- (47) 申静・陳静「村庄的"弱監護人": 対村幹部角色的大衆視角分析」(『中国農村観察』2001年第5期,53-61ページ)。このほか、土地売却資金による起業失敗の事例は「土地売了、田没了、農民怎還没有"農転非"」(『農民日報』2002年6月26日) / 「2000万元到哪儿去了一雲南呈貢県小洛羊村集体資産流失調査」(『農民日報』2002年12月12日) / 呉毅・呉森『村民自治在郷土社会的遭遇―以白村為個案』武漢、華中師範大学出版社、2003年、209ページなど数多くみられる。
- (48) 申静・陳静「村庄的"弱監護人": 対村幹部角色的大衆視角分析」, 53-58ページ。
- (49) 「超億元村縁何淪為負債村」(『農民日報』2004年5月22日)。企業「改制」を機に企業資産が身内や村外の市政府幹部など有力者に売却される事例は、山東省(「這是什么村支書、上任多年人不識」[『農民日報』2002年8月28日])、湖北省(「"湖北明星村"変成"空殻村"」[『農民日報』2003年12月4日])など、全国的な広がりをもってみられる。
- 50) この背景には、集団資産としての企業が「内発的」に形成されたか、「外発的」に形成されたかという違いがあると考えられる。たとえば村のリーダーが初代創業者として自らの裁量で集団企業を興し、比較的長期にわたって成功を収めてきたような場合、受益の分配には村民の間に受け入れられたインフォーマルなルールが存在しているであろう。他方で、都市化による地価の上昇により土地資産の価値が急上昇するなどの「外発的」に形成された資産の収益で企業が作られる場合などには、収益分配のルールが未形成であり、幹部グループによるキャプチャーが生じやすい(田原「中国農村政治研究の

現状と課題」)。

- (51) Ruf, Cadres and Kin, pp.148-149.
- 52 村民アクターの抵抗型政治参与に関する最も包括的な研究として、Bernstein and Lü, Taxation without Representation in Contemporary Rural Chinaを参照。また村幹部に抵抗を試みる村民ついて、李連江ら(Lianjiang Li and Kevin O'Brien "Villager and Popular Resistance in Contemporary China," Modern China, Vol.22, No.1, 1996, pp.28-61)は、(1)従順な村民、(2)頑強な反抗者、(3)政策を踏まえた抵抗者に分類し、旧来の農民像からは大きく異なる新しい特徴をもった(3)の意義に着眼している。「政策を踏まえた抵抗」の典型が、基層の問題を上級政府に直接的に訴える「上訪」という抗議行動である。その特徴は、第1に村民が多くの情報をもっていること、第2に村幹部を上級に対して同等の地位にある者とみなし、同様に村民の利益を尊重するべきだと考えること、第3に政策的・法的根拠を重視することなどである。
- 53 土地資産の場合について「集団所有」の特性に関連し、Yongshun Cai "Collective Ownership or Cadre's Ownership?: The Non Agricultural Use of Farmland in China," *China Quarterly*, No.175, 2003, p.665が指摘するのは、農民が幹部を監督するメカニズムを欠いている場合、集団の幹部が土地の使用について事実上の最高決定権をもつという点である。宅地など村内部の土地使用についてのみならず、外部者が関係した土地転用についても幹部が重要な役割を果たす。
- 54 前節,表1の東部地区における「集団経営収入」の「その他」の欄,160万元が土地売却による収入であるとする筆者の推測が正しいとすれば,表2における「集団経営拡大再生産支出」147万元はかなりの部分,この「手軽な資金源」から充当されていると想像される。もっとも,この推測が成り立つためにはさらなる根拠付けが必要であろう。
- (55) 項継権『集体経済背景下的郷村治理』、250ページ。
- 56) この点に非常に関連の深い議論として、賀雪峰による「動員型村治」と「分配型村治」の対比がある。まず、集団資産が豊富なタイプの村落政治の特質は、既存の資源をいかに分配するかが焦点となるような「分配型村治」の特徴をもつ。このタイプの村では、村の管理者は経済的資源から得られる収益の分配権限を握っていることになるので、その意味での経済的権力を自ずから獲得していることになる。これに対し、集団資産が乏しい村では、何か事業を興す際には、個々の村民世帯から資金や労働力を「動員」する必要があり、その際には非経済的な幹部個人の人格的魅力・求心力や、住民の間に存在する「一体感」をかき立てたりする「動員型村治」になりやすいという(賀雪峰『郷村治理的社会基礎―転型期郷村社会性質的研究』北京、中国社会科学出版社、2003年、244-255ページ)。

(57) 建国初期における農村政治の再編過程については、田原史起『中国農村の権力構造―建国初期のエリート再編―』御茶の水書房、2004年を参照。